

自己点検事項

◇ 療養・就労両立支援指導料の注3に掲げる相談支援加算(B001-9注3)

(1) 専任の看護師又は社会福祉士を配置している。

( 適 ・ 否 )

ア 当該職員は患者サポート体制充実加算に規定する職員と兼任であっても差し支えない。

イ 専任の看護師又は社会福祉士については、国又は医療関係団体等が実施する研修であって、厚生労働省の定める両立支援コーディネーター養成のための研修カリキュラムに即した研修を修了している。

医療機関コード

保険医療機関名